

日・アラブ首長国連邦租税条約

目的

- 二重課税の回避のため、投資先の国（源泉地国）が課税できる所得の範囲等について調整。
- 脱税・租税回避行為の防止のため、税務当局間での情報交換の実施等を可能とする。

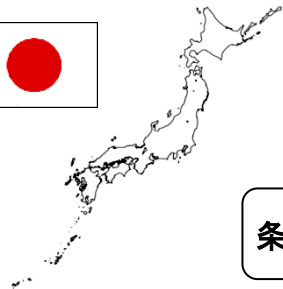
二重課税の調整

●源泉地国での限度税率を設定【第10条～第12条】

配当所得：一般	10%	親子会社間	5%
利子所得：一般	10%	政府等	免税
使用料：	10%		

●企業等の事業活動による利得（事業利得）【第7条】

→ 進出先の国は、恒久的施設（支店等）がなければ課税することができない。
課税対象は、恒久的施設に帰属する所得のみ。等



脱税等の防止のための税務当局間での情報交換【第25条】

条約の規定の適用に関する紛争の解決のための相互協議手続【第24条】



- 在留邦人
⇒ 3270人（2012年10月現在）
- 進出日系企業
⇒ 石油・天然ガス関連企業を中心に
265社（2012年10月現在）
- 対アラブ首長国連邦直接投資残高
⇒ 284億円（2012年末）

期待される効果

健全な投資・経済交流
人的交流の促進

（参考）

独、仏、中、韓等55か国との間で租税条約を締結済み

- ※ 経済界からも強い要望あり
- ※ 2013年5月安倍総理のアラブ首長国連邦訪問時に署名